

## 6 村田 文明 議員

- 1 立地適正化計画の進捗状況と関連する諸計画や町の施策への影響と反映について
- 2 自治会や町内会等の衰退に対して町の現状に対する取組状況と取るべき対応とは



### 1 立地適正化計画の進捗状況と関連する諸計画や町の施策への影響と反映について

立地適正化計画は人口減少と高齢化などの諸問題を抱える現代の自治体において、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの観点から居住・都市機能の集積をはかり持続可能なまちづくりの方針を定めるものである。本町においては、本年3月の岩内町議会第1回定例会、志政クラブ代表佐藤和嘉議員一般質問に対し、令和4年7月頃から令和6年度末までの策定に向け事業を進めていくとの答弁があった。

立地適正化計画は20年先の町のビジョンを策定し誘導するという長期的な指針を示す計画で、本計画の策定作業は内容いかんによって本町と本町に住む町民の未来を大きく左右する大変重要な事項であり、その計画の策定方法からしっかりとした議論と町民への理解が必要であると認識している。

また、本計画の策定内容は現在策定されている諸計画にも影響を及ぼすものであり、間違いなく整合性を取るべきことである。令和6年に終了となる岩内町都市計画マスタープランと策定期限を合わせることはもちろん、コロナ禍により社会の様々な状況が変化している中であっては、関連する諸計画を従来定められた見直し期間や終了期間を待たずして最新の状況へと対応するために、それぞれを改定し反映するべきと考える。

以上を踏まえお伺いします。

1つ、本計画の策定にあたっては令和4年度中に検討組織を立ち上げるとした。建設経済部都市整備課が所管となるが、他部署とも関わる計画となることから、関連部課職員で構成する委員会の設置を予定するとした。その構成部課及び、設置と活動の進捗状況と具体的な内容は。また、今後の活動のスケジュールは。

検討会の組織立ち上げについて、その構成及び、活動の進捗状況と具体的な内容は。また、今後のスケジュールは。

2つ、同じく令和4年度中に各種基礎データの収集・分析を行うとした。予定されている各種基礎データの収集・分析の種類と具体的な内容及び、その分析は計画策定にあたりどういった項目に反映されるのか。また、収集・分析の終了しているものと、これから開始するもののスケジュールは。

これらの収集・分析の内容は町民の理解促進とパブリックコメントの基礎的な考察資料となることから公開することが望ましいと思われる。しかし反面、本計画が策定される前に居住や企業の動向に望まぬ影響を与える可能性もある。これらの調査の内容は公開するのか。また、公開する場合にその時期と公開範囲は。

3つ、本計画と本計画の策定と同時期に改定となる岩内町都市計画マスタープランが、コロナ禍などにより急激な変化を迎えた現況を反映する最新の計画となることは疑いようもない。総合振興計画はじめ、既に策定済みの諸計画との間にそごや不足が生じた場合には、当該計画の見直し時期や改定時期を待たずして反映すべきと考えるが所見は。

4つ、この後志において、各自治体や企業に大きく影響を与えているエリアとしてニセコ・倶知安エリアや余市エリアがあげられる。これらのエリアのホテルやリゾート、ワイナリーなどの企業関心度が高いことはもちろんのこと、関連して各種企業立地や労働従事者をはじめとする居住のニーズも衰えることなく高まっている。それを受けて人口や企業立地の飽和、またはより低廉な土地を求めて周辺の町村への移住や企業進出が増えてきているのが現状。しかしながら、本町は円山エリアのユキカムイ株式会社を最後に大きな企業誘致はなく、また円山エリアの開発も当初の期待に比べて遅延しているのが現状。

現状を打破するためには町が率先して、希望の持てる展望を本計画の策定を契機に都市計画マスタープランや総合振興計画へと繋げていき、ニセコ町や倶知安町、余市町など後志関係町村との関わりを推し進めて相互に協力して広域の繁栄を企画すべきである。

ニセコ・倶知安エリアと余市エリアとしては岩内エリアは不要なファクターとなっているのが現状であり、札幌から小樽、余市、倶知安、ニセコ、そして札幌への道筋でヒトとモノの輪が繋がれば十分であるといっても過言ではないと考える。本町が陸の孤島となることを回避して、人口減少などの諸問題に打ち勝つには、この輪に入ることが必要である。

共和町と都市計画区域を一体の範囲とする岩内都市計画では、現在出来上がりつつある流れを踏まえて高規格道路からいかにヒトとモノを降ろし本町へ繋げるかはもちろん、ニセコパノラマラインの整備と魅力の発信を推進し前述のヒトとモノの輪の中に岩内エリアと共和エリアを組み込ませることなどの施策や展望が肝要であると考え。こうした状況を町としてはどう捉えているのか。また、基礎調査・分析にこういった観点は含まれているのか。

都市計画区域を一とする共和町とは本計画の策定に関して意見交換などは行っているのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、設置する委員会の構成部課、設置と活動の進捗状況と、具体的な内容及び今後の活動のスケジュールはについてであります。

庁舎内に設置する委員会につきましては、都市計画マスタープランの見直しや立地適正化計画が、様々な町の関連施策との連携を図らなければならない計画であることから、構成メンバーとしては、医療・福祉、子育て、産業・経済、環境、防災、学校・教育、住宅、公共施設再編、地域公共交通、中心市街地活性化、広域連携等の分野を所管する課長職を予定しており、本年11月の設置に向け、準備を進めているところであります。

今後の活動のスケジュールにつきましては、本年11月に第1回目の会議を開催し、計画の意義や目的、各分野との連携の必要性などを確認し、その後は、計画取りまとめ作業の進捗状況に合わせて必要に応じ随時開催することとしております。

2 項めは、検討会の構成、活動の進捗状況と、具体的な内容及び今後のスケジュールはについてであります。

検討会の構成につきましては、都市計画マスタープランの見直しや立地適正化計画の策定に際して、必要な専門的知識や町民意見などを聴取し、計画に反映させることを目的として、学識者や医療、福祉、不動産、観光、交通、町内会・自治会、教育を始めとする各分野の有識者や関連団体、移住者等、幅広い分野の方々を候補としており、一般公募による委員も含め20名程度とし、本年10月の公募委員の募集期間を経て、11月の設置に向け、準備を進めているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、計画取りまとめ作業の進捗状況に合わせて、今年度1回、令和5年度2回、令和6年度2回程度の開催を基本とし、状況に応じて追加の開催を予定しているところであります。

3 項めは、各種基礎データの収集・分析の種類と具体的な内容、計画において反映する項目及びスケジュールはについてであります。

収集・分析を行う基礎データにつきましては、人口、土地利用、医療・福祉、都市交通、経済活動、災害、財政に関わるデータ等、40項目程度の基礎データの収集・分析を行う予定としているほか、必要に応じてその他のデータの収集・分析についても行うこととしており、こうした、収集・分析により得られた情報を基に、町の現状と将来見通し等を把握し、懸念される課題の洗い出しやまちづくりの方針の策定に反映してまいりたいと考えております。

スケジュールについては、今年度中に、データの収集・分析を行ったうえで、各委員会等において報告し、意見等を聴取することとしております。

4 項めは、調査内容の公開方針及び時期と公開範囲はについてであります。

今回、収集・分析を行うデータについては、基本的には、様々な形で情報公開されているデータを利用することを想定していることから、原則、公開可能なものと認識しておりますが、計画の取りまとめの進捗に合わせて、各年度末時点において、情報公開していく予定としておりますので、その時点において公開するデータの範囲について判断してまいりたいと考えております。

5 項めは、策定済みの諸計画への反映に関する所見はについてであります。

計画の取りまとめ作業にあたっては、関連する計画や施策との連携を図っていくことが重要であることから、関連部課職員で構成する委員会を設置するこ

ととしており、計画の取りまとめを実施していく段階で、関連する計画とのそごや不足が生じた場合についても、庁舎内での連携を図りながら適切に対応していくべきものと認識しております。

特に上位計画となる岩内町総合振興計画につきましては、前期・後期5年ごとの2期の計画としており、令和7年度に中間見直しが予定されておりますが、本計画の方向性や施策方針案と総合振興計画との違いが明らかである場合には、適切な見直しも必要と考えております。

6項めは、岩内エリアの現状を町としてどう捉えているのかと、基礎調査・分析にこうした観点が含まれているのかについてであります。

ニセコ・倶知安エリアや余市エリアとの連携については、北海道新幹線や高規格幹線道路の整備などの交通インフラの利便性向上や、自然を生かしたリゾート開発といった活かすべきチャンスが到来しているという状況を踏まえ、稼ぐ力の養成を最優先課題とし、地域外からの交流人口や関係人口をいかに増やしていくかが重要であると認識しており、広い観点からのまちづくりを検討する都市計画マスタープランの見直しと合わせて、こうした課題についても基礎データの収集・分析を行い、課題の洗い出しを行う中で検討していくこととしております。

7項めは、共和町と計画策定に関する意見交換などを行っているのかについてであります。

立地適正化計画の策定に向けた共和町との意見交換等につきましては、今後行うデータの収集・分析や課題の洗い出しを行う中で、岩内エリアと共和エリアにおける相互連携を図るため、必要に応じ意見交換してまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

1つ、委員会、検討会が本年2月の段階で本年7月頃から策定を始めると答弁されていた。しかしながら、現在は11月の設置に向け準備中とした。昨今の状況を鑑みるに、コロナ感染の拡大を防ぐためならば理解できるが、それ以外の原因である場合は町の取組状況に関して不安を感じずを得ない。設置が遅れた原因は。

また、委員会、検討会が11月の設置とすると、データの収集・分析はいつ行うことになるのか。計画の完成に影響は及ぼさないのか。

2つ、検討会の構成について有識者も検討していると答弁があった。知識や経験は価値があるものであり、それを得るためには相応の対価が必要であると考え。本計画をより有効なものとするために相応の報酬を払い、より実効力を提供でき得る有識者を招くべきと考える。検討会の構成員に対する報酬は。また、十分な報酬を用意して有識者を招く意向はあるのか。

3つ、データの収集に関して、施設や企業を誘致するにあたり、単なる交通量や年齢・性別などだけではなく、その居住地や移動経路などを分析できなければ十分とは言えない。昨今、複数の企業がスマートフォンなどのGPS機能を活用して人々の詳細な移動データをメタデータとして収集及び提供している。本町においても観光協会が試験協力として道の駅たら丸館にて集計を行った実績がある。本計画のデータ収集・分析にも是非とも取り入れるべきと考えるが、その予定は。また、予定されている場合には委託業者の選定方法と企業・団体名、データ収集の内容と主に何を目的として分析・活用されるのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、委員会・検討会の設置が遅れた原因は。データの収集・分析はいつ行うことになるのか。計画の完成に影響は及ぼさないのかについてであります。

委員会・検討会の設置時期につきましては、あらかじめ取りまとめ作業の支援を行う受託業者を選定する公募型プロポーザルの実施に係る告示を5月に行っており、本年3月の一般質問にてご答弁しておりました7月中旬に受託候補者を選定し、その後、8月10日に当該業者と業務に係る随意契約を締結し、策定作業を開始したところであります。

また、データの収集・分析につきましては、契約後直ちに、データの収集・分析作業を進めているところであり、年度末に開催する予定の各委員会等においてご意見を伺うこととしており、計画の完成に影響は無いものと認識しております。

2 項めは、検討会の構成員に対する報酬、及び十分な報酬を用意して有識者を招く意向はあるかについてであります。

検討会の構成員については、学識者及び町内の有識者により構成することとしており、学識者に対する謝礼については、国で定めている謝金の標準支払い基準に基づき支払うこととしており、現在、北海道大学の教授に依頼する予定としております。

また、町内の有識者に対する謝礼については、岩内町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において規定する報酬額に準じて支払うこととしております。

3 項めは、GPS機能を活用した移動データを取り入れる予定は。また、予定されている場合には、委託業者の選定方法と企業・団体名、データ収集の内容と何を目的に分析・活用されるかについてであります。

委託業者の選定方法と企業・団体名については、今後検討してまいります。GPS機能を活用した移動データ等の活用につきましては、個別施設としての道の駅の検討という要素もあり、いわゆる発地調査により岩内町の認知度・訪問動機を把握するなど、観光施設の知名度やイメージ等、観光客として実際に訪問した場所、購入商品などを把握することにより、道の駅を含めた中心拠点のあり方を検討する際の参考にしてまいりたいと考えております。

## 2 自治会や町内会等の衰退に対して町の現状に対する取組状況と取るべき対応とは

自治会・町内会等、以下自治会等とは、集落や市町村の一部分において、一定地域に居住する住民等を会員として、会員相互の親睦を図り、会員福祉の増進に努力し、関係官公署各種団体との協力推進等を行うことを目的として設立された任意の団体と一般には定義される。地域コミュニティにおいて中心的な存在であり、生活環境の整備や福祉の向上、防犯・防災などの地域課題の解決に住民同士が行政と協力・連携して取り組む組織として生活に直結した重要な役割を担うとともに、市町村等の自治体や各種団体に対して、その地域を代表する組織として地域の声を届けるとともに、協力・連携してその取組を助ける団体である。

しかしながら、全国においても自治会等は高齢化や加入率の低下が進んでおり、令和3年に総務省が行った調査によると、本町と同規模の人口1万人から5万人の町村183団体の平均加入率は、平成22年で80.9%、令和2年度で74.2%とされ、10年間で6.7%も低下している。加入者数と加入率の低下は加入者一人当たりにかかる自治会面積や活動量の増となり負担を上げている。加えて防災や子ども・高齢者の見守りや居場所づくりなど変化し多様化する地域社会的ニーズは増える一方であることから、自治会の活力を低下させるとともに、更に加入率の低下に繋がるという負の循環へと陥っている。

また、旧態依然とした運営方法やSNS等の先進技術の導入遅れにより若者とのギャップが大きくなり、その加入率を下げるという負の循環も指摘されている。

今年の8月21日に行われた、運上屋川に清流をとりもどす会による河川清掃に町内会として草刈り業務に参加させていただいた。参加者は私を除き高齢者で、参加人数も年々減少しているとのことであった。炎天下の中での肉体労働ということもあり、参加された方々の負担は大きいと感じられた。また、草刈りや除草の行き届いていない敷地やごみの放置がある箇所も散見されたが、町内会へと加入し自らの住む地域への関心や他者との関係が実感できたならば改善されるのではないかと見受けられた。

こうした全国の状況を鑑みて、国も自治会等の現状とあり方を分析し、自治会の担い手の確保、役員の負担軽減、活動の透明性確保、認可地縁団体制度等の法人化などの推進を奨励するとともに、自治体が自治会等の活動を支援する取組を奨励している。例としては、交流イベントの実施、加入促進のチラシ配布、相談カフェや受付センターの設置、町と自治会等と不動産業界との加入促進協定締結、活動場所の提供、町の担当窓口の明確化、委嘱委員の推薦依頼等の依頼内容の見直し、ゴミステーションの設置、DX推進などである。このうちDX推進では、本町にて先日リリースされたごみ分別促進アプリさんあ〜るが良い実例であり、続く施策が期待される場所である。

このように制度として窮地にある自治会であるが、コロナ禍などの影響により国や道がその必要性を再認識し、DX等も絡めて後押ししている現在においては補助金の活用なども含めて、これからの岩内町に即した最適の姿へと変革を促す好機である。また、移住定住の成功例において地元住民との良好な関係が要因との指摘も多い。早期に自治会等の自治組織を活性化することで本町の魅力を高めて他の自治体との差別化も期待できる。

今後、行政区画が変わらず人口が減少する中で、役場組織もその規模を縮小す

ることとなるのは避けられない。全町民が安心・安全で暮らせるために環境を整えるには、自治会の活動は今後ますます重要度を増していく。自治会の加入率を向上させ、若者の参画を促すことで活動の総量と質を高めるとともに、DXをはじめとした様々な町による支援・施策を推進すべきと考える。

以上を踏まえてお伺いいたします。

1つ、本町の自治会等の特徴として組織数が多く、細分化されていることがあげられる。本町における自治会等のあり方を考え支援・啓蒙するには、その実態を把握することがはじまりとなる。本町における自治会等の数とその会員数及び加入率は。また、実質活動が休止状態の自治会等はあるのか。

本町における、規約を定めている自治体等の数は。また、そのうち会計・会長・会長の任期を町が把握している自治会等の数は。

2つ、現状のように自治会等の団体総数が町の規模に比較して過多の場合、自治会等ごとの会員数は少人数となりやすいために活動の限界値は低くなる。また、町としても支援・啓蒙するにあたり把握しづらく、自治会等それぞれに対応することが困難になる。地域を区画して、連合会などの組織形成を啓蒙・推奨する。もしくは、実情を勘案して自治会等同士の合併や統合を促すべきと考えるが、町の見解は。また、そのような取組は現在行われているのか。

3つ、令和4年度の臨時及び投資的経費の中で、自治振興事業、地域運営組織形成支援業務委託料3,999,000円を計上し、町民フォーラムや町内会長研修会の実施等を行うとした。地域運営組織形成支援業務とは具体的に誰に委託し、それはどんな個人や組織であり、その選定方法と理由は。また、具体的な内容は。いつから開始し、日数や回数などのボリュームは。

4つ、現状、若者の入会や入会したとしても活動への参加を阻んでいる要因をどのように分析しているのか。また、その要因を解消するために町としてできることは。

5つ、若者の実情を理解し、DX等への理解も深い人材によって自治会等の諸問題を解決すべく地域おこし協力隊の任用も行われている。本町において、自治会等の支援・啓蒙を目的とした地域おこし協力隊の任用予定や募集の可能性はあるのか。

6つ、空き家対策において、自治会等と不動産業者との協力により成果をあげている例も報告されている。空き家の早期発見と所有者の特定、空き家の管理などに関する啓発、不動産業者と情報を共有する事例は多く、また、例は少ないが自治体の仲介で空き家を自治会が取得し、除却費用などを国と市が負担・補助し、その費用の残りを自治会が負担。その空き家を自治会が管理することを条件に無償で借り受け農園として活用した例もある。

本町でも自治会等と不動産業者等との協定を結び空き家の早期発見・流通の活性化をはかることや、自治体の仲介や支援により空き家を自治会へと貸与し有効活用するなど、空き家対策と繋げる考えはあるか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、自治会等の数とその会員数及び加入率は。また、実質活動が休止状態の自治会等はあるのかについてであります。

令和4年8月末現在、町で把握している町内会・自治会は、92団体であり、会員数については、調査はしておりませんが、令和3年12月31日時点で、防犯街路灯電灯料の補助申請による集計では、総世帯数の6,535世帯に対し、加入世帯数が4,019世帯であり、町内全世帯における町内会等加入率は約61.5%と推計しております。

また、実質活動が休止状態の自治会等の把握につきましては、町全体の町内会に対して活動実態に関する調査等を実施していないことから、現時点で把握できていないところであります。

2 項めは、規約を定めている自治会等の数は。また、そのうち会計・会長・会長の任期を町が把握している自治会等の数についてであります。

規約を定めているかは調査しておりませんが、町内会等の会長につきましては、防犯街路灯設置費及び電灯料の補助申請等を基に把握をしており、会計については、把握しておりません。

また、会長の任期については、平成30年度に実施した町内会・自治会アンケート調査では、71団体から回答をいただいております。会長の在職年数、任期、選出方法を調査した中で、任期については、2年が34団体、特に任期はないが27団体などとなっております。

なお、現在実施している地域運営組織形成支援事業において、モデル地区におけるワークショップを進め、町内会運営ハンドブックの制作に取り組むとともに、規約が作成されていない町内会等についても、作成支援に努めてまいります。

3 項めは、地域を区画して連合会などの組織形成を啓蒙・推奨する。もしくは、実情を勘案して自治会等同士での合併や統合を促すべきと考えるが、町の見解と取組についてであります。

連合会の設立、単位町内会の合併や統合を促すことは、地域を代表する組織として地域のまちづくり推進や地域の課題解決の機能、身近な防犯、防災など生活の安全・安心機能の活性化を促す手法の一つであり、町としても町内会等が抱えている役員の高齢化や固定化、加入率の低下等、多くの課題を解決する糸口として必要と考えているところであります。

しかしながら、平成30年度に実施したアンケート調査においては、町内会・自治会の統合・再編の考えはの問いに、必要だが難しいと回答した団体が30団体、率で45.5%と高い数字となっております。

こうしたことから、町では、平成30年に町内会長で構成する岩内町町内会・自治会あり方検討会を設置し、地域が直面する課題の解決を担う、持続可能な組織づくりと仕組みづくり、地域の実情に応じた町内会等を活性化させるために必要な方策等の構築を目指し、協議を進めているところであります。

4 項めは、地域運営組織形成支援業務の委託業者と選定方法及び業務内容と開始時期並びに日数や回数についてであります。

地域運営組織形成支援業務の委託業者は、特別交付税の措置要件である総務省地域力創造アドバイザーの登録者の中から、連合会の導入や地域運営組織の立ち上げ、協働のまちづくりに実績を有する事業者である、特定非営利活動法

人いわて地域づくり支援センターを随意契約にて選定しております。

また、事業内容等については、令和3年度は、規模別の町内会長ヒアリングや庁舎内ワーキング等を5回開催したほか、町内会・自治会の現状・特性・課題把握や町職員・町民まちづくりアンケート等を実施し、報告書として取りまとめたところであります。

なお、令和4年度におきましては、フォーラムの開催や町内会長等向けの学習会、地域運営組織モデル地区の選定及び協議、岩内町町内会・自治会あり方検討会のアドバイザー及び庁内ワーキンググループの継続と町内会支援活動を、年度内に10回程度行う予定となっております。

5項めは、若者の入会や入会後の活動参加を拒む要因の分析と町としてできることについてであります。

昨年、11月に実施したアンケート調査の結果からは、若者の意見として、加入方法がわからない、誘われていない、必要性を感じない、町内会があるか知らないという意見が多く、町内会等の認知度が低く、活動内容に対する理解がされていないことが、主な要因であると分析しております。

また、子育て世代では、町内会活動等に参加する時間が確保できないという意見の割合も多かったことから、活動や役員の負担が大きいという若者が、町内会活動への参加を拒む主な要因と捉えております。

こうしたことから、これらの課題対策として、現在進めている地域運営組織形成支援事業において、地域課題解決のための庁内ワークショップの開催や町内会情報誌の発行等の事業を推進し、地域の方々に町内会等の必要性を理解していただき、多くの方が自発的に町内会活動に参加することのできる体制整備に努めてまいります。

6項めは、自治会等の支援・啓蒙を目的とした地域おこし協力隊の任用予定や募集の可能性についてであります。

町では、本年度より地域の巡回や町内会等活動の推進及び団体間の連携等をサポートするため、総務省の支援制度であります集落支援員を配置することとし、5月から募集を開始しているものの、現時点で申込みが無い状況にあります。

集落支援員は、市町村から委嘱を受け、国から特別交付税で一定額が措置されるなど、地域おこし協力隊と類似しておりますが、国が示す取組フローの業務内容からすれば、集落支援員の配置を優先的に募集すべきと考えております。

いずれにいたしましても、本町の町内会等活動を持続、発展させるためにも、支援体制を強化することが重要でありますので、人材確保に向けた取組を進めてまいります。

7項めは、自治会等と不動産業者等との協定を結ぶなど、空き家対策と繋げる考えはあるかについてであります。

町ではこれまで、町内会等と連携した取組として、町内の町内会等に近隣の空き家情報の提供を依頼する取組を行っているほか、町内不動産業者等との連携においても、しりべし空き家BANKや岩内町空き地バンクの取組に加え、町内不動産業者等による空き家所有者調査への協力などの取組を行っているところであり、こうした連携により、空き家対策を推進するうえで、一定程度の効果が得られているところであります。

また、本年6月に改訂いたしました岩内町空き家等対策計画においては、町内会等が空き家情報を積極的に町に情報提供し、空き家や解体後の跡地の活用

を可能とする循環モデルの構築を新たな取組方針の一つとして位置付けており、今後、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

こうした中、今年度の国の補助事業において、不動産業者を含む民間事業者と連携した空き家に対する取組の検討を行うこととしており、まずは、こうした取組を通じて民間事業者や町内会等との連携の機運を高めてまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

1つ、町内会に対して活動実態に関する調査等を実施していないと答弁があった。地域運営組織形成支援事業において、それらの調査は行うのか。また、会計内容の不透明性はもろもろにおいて問題となり得ると指摘がある。会計についての調査は行うのか。

2つ、若者の参画しない理由のアンケート調査にある、加入法がわからない、誘われていない、町内会があるかわからない等は、集落支援員により解消できる内容であり、早期の任用が望まれる。他の自治体での実績は。また、5月から募集しているにも関わらず、まだ応募がない原因をどう考えて、今後どう対策するのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、地域運営組織形成支援事業において、活動実態に関する調査は行うのか。また、会計についての調査は行うのかについてであります。

現在町では、町内会・自治会あり方検討会と連携し、地域が直面する課題の解決を担う、持続可能な組織づくりと仕組みづくりを目指し、令和3年度から地域運営組織形成支援事業を推進しております。

地域運営組織形成支援事業では、令和3年度にモデル的に14の町内会・自治会実態調査を実施するとともに、まちづくりに関する町民アンケート調査を実施し、その成果を基に、町内会活動等を紹介する情報誌や町内会運営の基本となる運営ハンドブックの作成などの支援を目的とした協議を進めているところであり、その中で、改めて活動実態についての把握に努めてまいります。

また、各町内会の会計については、各町内会において実施されるものと認識していることから、会計内容の調査については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

2 項めは、集落支援員の他の自治体での任用実績は。また、応募がない原因と今後の対策についてであります。

他の自治体での集落支援員の実績につきましては、総務省が公表しております全国の集落支援員の配置状況によりますと、令和3年度実績で1,915名となっております。

また、集落支援員の応募が無い理由といたしましては、専門的な技術を要するものではないものの、町内会などの業務内容の点検や話し合いなどコミュニケーション能力が必要とされることや、支援員の処遇の問題もあるものと考えております。

こうしたことから、今後においては、幅広い募集活動と集落支援員の処遇改善をする中で、人材確保に向けた取組を進めてまいります。